

回 覧

月見町行政区 住民の皆様

喜多方消防署



住宅用火災警報器の設置状況調査のご協力のお願い



住宅用火災警報器は、すべての住宅へ設置が義務付けられています。
喜多方消防署では、住宅用火災警報器の設置促進に役立てるため、設置状況の調査を下記により実施いたします。

記

- 1 調査期間 令和7年10月15日(水)～11月15日(土)
- 2 調査世帯 月見町行政区内の無作為に選定した 10世帯程度
- 3 調査方法 消防職員が直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況について聞き取り調査を実施します。所要時間は2～3分程度です。
過度な負担とならないよう配慮いたしますので、ご協力お願いします。
- 4 その他
 - (1) 消防職員は、所属名、氏名を名乗ります。身分を明らかにするため、消防手帳を携帯します。
 - (2) お答えいただいた内容に関しては、調査目的以外には使用しません。

問合せ先
喜多方消防署 担当：予防係
TEL:0241-22-6211